

新・放課後子ども総合プランについて

1 一体型の児童ホーム及びこどもクラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量

現在、全小学校敷地内に両施設を設置し、両事業を実施しており、引き続き、全小学校区において一体型による事業を実施していきます。

2 こどもクラブの令和5年度までの実施計画

現在、全小学校敷地内において、余裕教室の活用もしくは専用施設の設置により、放課後の安全・安心な居場所として事業を実施しており、引き続き、全小学校区で実施していきます。

3 児童ホーム及びこどもクラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在、全小学校敷地内に両施設を設置し、両事業を一人の職員が統括して運営を行うとともに、児童ホームの指導員とこどもクラブのコーディネーター等が連携して、プログラムの企画段階から内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っており、引き続き、実施していきます。

4 小学校の余裕教室等の児童ホーム及びこどもクラブへの活用に関する具体的な方策

現在、児童ホーム10校、こどもクラブ21校で、小学校の余裕教室等を拠点として活用するとともに、安心・安全な活動場所として、運動場や体育館等、学校施設を活用しており、引き続き、実施していきます。

5 児童ホーム及びこどもクラブの実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

両事業を一つの所属で所管し、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを行っています。両事業の実施にあたっては、児童ホームの指導員とこどもクラブのコーディネーター等が連携してプログラムの内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っており、引き続き、実施していきます。

6 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童については、必要に応じて保護者との面談を実施し、児童の状況について学校との情報共有等に努めるとともに、子どもの育ち支援センター（いくしあ）と連携しながら、引き続き、保護者や児童が安心して過ごせるよう運営を行っていきます。

7 地域の実情に応じた児童ホームの開所時間の延長に係る取組

児童ホームの開所時間については、18時までの開所延長を実施しているところであり、今後についても、利用者のニーズ等を踏まえたうえで、必要に応じて検討していきます。

8 各児童ホームの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、引き続き、指導員は、各種研修等を通じて、質の向上に努めるとともに、国の放課後児童クラブ運営指針等を基に、子どもの発達段階に応じた運営を行っていきます。

9 各児童ホームにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

保護者が安心して児童を預けることができるよう、児童ホームの育成支援の内容などを保護者へお伝えするため、保護者会や懇談会を実施するとともに、毎月、「児童ホームだより」を保護者の方へ配付するなどにより、育成支援内容等についてお知らせしています。引き続き、こうした取組を継続し、保護者や児童が安心して過ごすことができるよう運営を行っていきます。

以上